



コロナ禍における 子どもの貧困について

日本共産党
高田 浩子

- 問** (1) 砂川市における子どもの貧困の現状について
(2) 緊急事態宣言後における子どもの貧困状況調査について
(3) 今後の取組みについて伺います。
- 答** (1) 全国的には、子どもを持つ世帯の貧困化が懸念されていますが、市内では厳しい生活状況に置かれている子育て世帯は少ないのではないかと考えています。
- (2) 市として、子どもの貧困状況調査については実施していません。
- (3) 母子保健事業や保育サービス提供者の保護者からの相談等を通じて状況の把握に努めるとともに、活用できる制度があることを丁寧に説明し、福祉サービスの周知を図りたいと考えています。

- 問** 手話言語条例の制定について



- 問** (1) 砂川市における子どもの貧困の現状について
(2) 緊急事態宣言後における子どもの貧困状況調査について
(3) 今後の取組みについて伺います。
- 答** 北海道は、平成30年4月より「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」及び「北

- 海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」を施行しています。市内では、聴覚障害をもつ方でも、補聴器等の使用により手話を必要とする方が限られています。市内では、聴覚障害をもつ方への福祉サービスの向上や、言語としての手話を普及啓発していく方法などについても意見を伺い、取組んでいきます。

砂川市立病院における お見舞い対応について

創生会
多比良和伸

- 問** コロナ禍において感染拡大のリスクから病院を守るため、現在お見舞いを制限しています。
- 答** 子供が産まれても、親のお別れにも会えないといった問題や、入院患者の身の回りの世話、精神的ストレスの解消への対応について伺います。
- 答** 面会は原則禁止ですが、出産時や終末期、手術や急変した患者については、主治医の判断により感染予防を徹底したうえで面会を可能としています。また、身の回りのお世話などについては、看護師や介護福祉士などが行い、入院ストレスの軽減に努めています。
- 問** 面会室の設置やオンライン面会の実施について伺います。

- 問** 手話が言語であることにに対する市民の理解を促進し、認識を普及するため「手話言語条例」を制定する考えについて伺います。



オンライン面会実施へ

- 問** コロナ禍における
災害時の避難所について
- 答** 感染症対策を考慮した避難所開設に向けた訓練の実施について伺います。
- 答** 今年度は、冬季間における訓練を実施する予定で、その際に、分散避難への取組みについて伺います。
- 答** 市民に、親戚や知人宅等に避難する選択肢を準備して頂く周知を図り、次に出来るだけ多くの避難所を開設するため、民間施設等を含め協定先を摸索します。



3 一般質問

問 新型コロナウイルス感染症の院内感染予防対策として5月より

発熱トリアージについて



答 総合診療科は特定の臓器・疾患に限定せず多角的に診療を行う患に限定せず多角的に診療を行う診療科で、診療報酬請求上は内科になります。

問 4月より総合診療科が設置されましたが、どの様な症状の患者が受診するのか伺います。

答 総合診療科は特定の臓器・疾患に限定せず多角的に診療を行う診療科で、診療報酬請求上は内科になります。

問 総合診療科の設置により、今後は在宅医療を含む地域医療の充実に繋げられるのか伺います。

答 総合診療科に経験豊富な医師が赴任したことにより、外来診療の充実と在宅医療の質向上に取組んでいますが、今後も地域包括ケアシステムを構築する関係機関と連携しながら、当院の役割として求められている地域に足りない医療、地域に必要とされている医療に、病院全体で出来る限り応えていきたいと考えています。

総合診療科について

**市民の声
小黒 弘**

行われている「発熱トリアージ」ですが、最近は検温をせず問診に変わりました。その効果とトリアージ後の診療数について伺います。

答 発熱等の症状がある方とない方の受診動線を区分けすることにより、受診患者並びに職員が、発熱等の症状がある方と接觸する機会が減るため、院内感染の防止及び不安解消に効果が出ていると考えています。

発熱等の症状のある方は救急外来診察室で診療しますが、8月31日までに救急外来で1千77名、一般外来で133名の診療数です。

問 市内においてヒグマの目撃や足跡の発見等が頻繁に発生しているが、市として地域住民の安心安全な生活を守るために何を実施されていますか。

答 北海道の「ヒグマ出没時の対応方針」及び市の「ヒグマ出没時ににおけるフロー」にて対応します。

通常、ヒグマの目撃、糞及び足跡を発見した際、通報が市役所にあった場合は滝川警察署へ、滝川警察署に通報があつた場合は市役所へ連絡があり、その後、市から鳥獣被害対策実施隊員へ連絡した後、目撲現場の状況を確認します。

現場の状況を踏まえ、付近のパトロールを実施し、住民へチラシ配布や声掛け等で注意喚起を行い、教育委員会、砂川高校、子どもの国、森林組合等へ連絡します。

空知太地区の住宅地で出没のヒグマについては、看板設置及びチラシ配布等の注意喚起、監視カメラ及び特殊な音波を発し動物が危険と学習し避けていく忌避装置を

ヒグマ出没による対応について

公正会 沢田 広志



設置し、パトロール及び監視を行って、更に高速道路西側側道の一部通行止め、すみれ公園の閉鎖、ヒグマの移動状況を定点監視するため5カ所に職員を配置しました。

また、教育委員会では、空知太小学校及び石山中学校の保護者へ周知、登下校の安全対策を講じ、パトロールを実施しました。

なお、住宅地周辺では、住宅地へ逃げ込む可能性があるため、駆逐用の花火による追い払いは困難であり、箱わなの設置はヒグマを住宅地付近に誘引する危険があり設置できないと考えています。